

情報連携を希望する独自利用事務に係るヒアリング概要について

平成27年7月17日
特定個人情報保護委員会事務局

1. ヒアリング概要

平成27年5月以降、地方公共団体に対し、番号法第9条第2項の条例で定める事務（以下「独自利用事務」という。）であって情報連携を希望するものに係るヒアリングを行ったところ、概要は、次のとおりである。

- ・ ヒアリング参加団体：54 団体
（都道府県・政令市のみ。政令市を除く市区町村については、都道府県を通じてヒアリング）
- ・ ヒアリング資料提出団体：331 団体（422 機関）
- ・ 独自利用事務の件数：1,898 件
（都道府県：250 件、政令市：137 件、市区町村：1,511 件）

2. 情報連携の希望の多い独自利用事務

ヒアリングにおいて示された独自利用事務のうち、多くの地方公共団体において情報連携の希望があるものは、別紙のとおりである。

3. 今後の予定

内閣官房、総務省及び根拠法を所管する関係各省と調整の上、8月上旬を目途として、情報連携の対象となる独自利用事務の事例を公表することを予定している。

- 1 子どもの医療費助成に関する事務
- 2 ひとり親等の医療費助成に関する事務
- 3 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務
- 4 高齢者の医療費助成に関する事務
- 5 高齢者向け介護用品支給に関する事務
- 6 高齢者・障害者向け日常生活用具の給付に関する事務
- 7 高齢者向け住宅改造等費用助成に関する事務
- 8 高齢者・障害者向け移動支援に関する事務
- 9 地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務（法定事務に係るものを除く）
- 10 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に上乗せして給付を実施している事務
- 11 私立高校等への奨学給付金の支給に関する事務
- 12 就学援助に関する事務（小学校・中学校向け）
- 13 幼稚園就園奨励費に関する事務

等